## 不选择在老件者次以社会に

- 日本には、外国人の不法残留者が多数いると推計され、その数は、毎年増加傾向にあり、これ らの大部分が 「不法就労」 しているとみられています。
- また、正規に入国している外国人であっても、その在留資格に注意が必要であり、条件に違反 して雇用し稼働させた場合、雇用主が「不法就労助長罪」に問われることになります。







①許可年月日

②在留期限

③在留資格

④上陸空港

※ 在留資格が

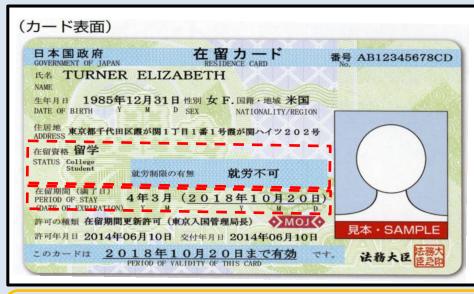
「短期滯在」「留学」「家族滯在」 「技能実習」「特定活動」等

<u>就労が認められていない者</u>や、<u>就労先が</u> 制限されている者を雇用した場合、

「不法就労助長罪」

に問われる可能性があります。

## 在留カード



在留資格(就労制限の有無)在留期間(満了日)

を確認してください。

※裏面の記載事項も確認して ください。

不法滞在・不法就労の外国人の情報があれば、

敦賀警察署(0770)25-0110まで!!

